

余裕期間を設定したゼロ債務負担行為の活用による工事の発注について

令和6年2月13日
坂東市総務部管財課

坂東市では、公共工事の発注時期の平準化による建設業者の経営の効率化及び工事の品質確保等を目的に、余裕期間を設定したゼロ債務負担行為を活用し、公共工事の発注を行います。

※「余裕期間」とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行なうことができる期間です。


1 対象工事について

対象工事は、ゼロ債務負担行為を活用した工事とし、入札公告において「余裕期間制度活用工事」であることを示すとともに、契約図書に「余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）に関する特記仕様書」を添付して契約を締結します。

※「ゼロ債務負担行為」とは、債務負担行為を設定する年度の支出額をゼロとし、全額を翌年度以降の支出とするものをいいます。

2 余裕期間について

余裕期間の設定は、発注者が工事着工日を工期の始期日（工期開始日）としてあらかじめ指定する「発注者指定方式」とします。

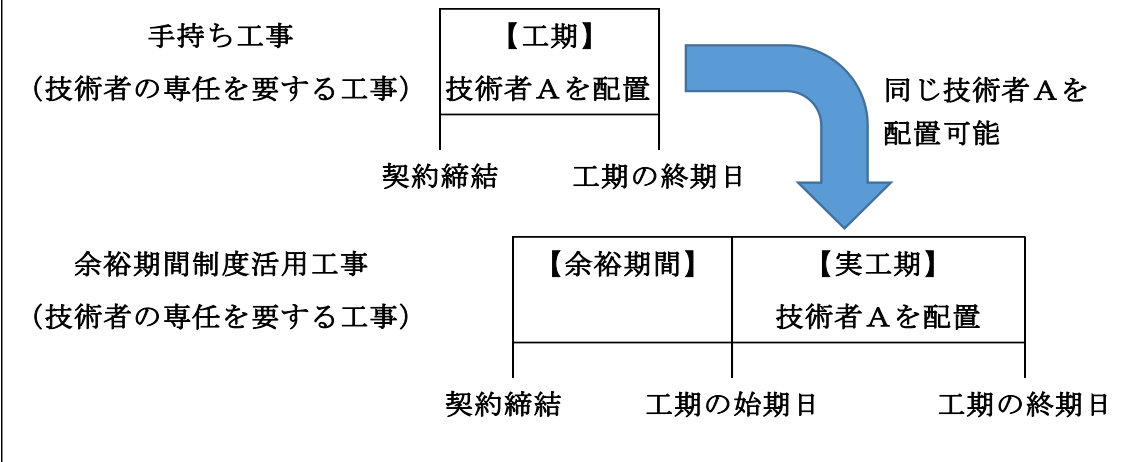
契約日	工期の始期日	工期の終期日
		
【余裕期間】 <ul style="list-style-type: none">・技術者等の配置を要しない・工事着手不可・前払金の請求不可・現場への資材等の搬入不可・工程表提出		【実工期】 <ul style="list-style-type: none">・技術者等の配置を要する期間・工事着手可能・前払金の請求可能・現場への乗り込み可能・コリンズ登録期間

3 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者の配置を要しません。

対象工事が技術者の専任配置を要し、かつ配置予定の技術者が別の工事に従事している場合は、工期の始期日前日までに必ず当該工事の完了検査が完了することを勧案の上、配置してください。

◆手持ち工事と余裕期間制度活用工事の関係



4 現場代理人の配置について

余裕期間内は、工事請負契約約款第 10 条に定める現場代理人の常駐を要しません。

配置予定の現場代理人が別の工事に従事し、かつ対象工事と現場代理人等の兼務が認められない場合は、工期の始期日前日までに必ず当該工事の完了検査が完了することを勧案の上、配置してください。

5 その他

(1) 余裕期間における準備等について

余裕期間は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、書類作成等を行うことができますが、資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等はありません。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うこととなります。

(2) 契約保証金の取扱いについて

契約保証の保証期間は、工期の始期日に関係なく、通常の工事と同様に契約締結日から工期の終期日までとなります。

(3) 技術者等が配置できない場合

工期の始期日において、工事請負契約約款第 10 条に定める技術者等を配置できない場合は、建設業法等に違反するため、契約を解除することがあります。

(4) 手持ち工事件数制限の取扱いについて

公告日において手持ち工事（同一年度に契約した余裕期間制度活用工事を含む）件数が 2 件以上でも、工期の始期日前日までに必ず完了検査が完了し、工期の始期日に 2 件未満となる場合に限り入札の参加が可能となりますので工事進捗状況を勧案のうえ入札に参加してください。